

堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会
(堺市上下水道局ホームページリニューアル業務) 公募審査基準

1 審査の対象

堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会（堺市上下水道局ホームページリニューアル業務）（以下「委員会」という）は、堺市上下水道局ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という）に係るプロポーザル参加者が提出した提案書類一式（以下「提案書等」という）を審査する。

2 審査方法

委員会の各委員は、本業務に係るプロポーザル参加者から提案された提案書等について、仕様書及び提案書作成要領等の内容を踏まえ、下記のとおり審査を行う。

- ・審査基準表の審査項目に基づき評価点の採点を行うものとする。
- ・各審査項目の評価点の点数配分は、審査基準表の配点によるものとする。
- ・各審査項目の審査基準に応じて配点の範囲内で、評価基準に基づき評価点の決定を行うものとする。
- ・適正な審査が難しいと会長が判断した場合は、提出書類に基づく事前審査を行うものとし、事前審査においては前各号にかかわらず、審査基準表の審査項目に基づく評価点の採点を行わないものとする。

3 優先交渉権の決定

全委員の評価点の合計が最も高い提案を行った者を、本業務の委託先に係る優先交渉権者として選定するものとし、評価点の合計が同一の者が複数あった場合には、審査項目中「ユーザビリティの確保・向上」、「アクセシビリティの確保・向上」、「操作性」及び「運用・保守」の評価点の合計点数が最も高いものを優先交渉権者として選定する。ただし、審査項目中「コスト」に係る評価点を除く、他の審査項目に係る評価点の合計の全委員の平均点が 6 割に満たないものについては、優先交渉権者としての選定は行わないものとする。

審査基準表

1 審査点 (配点：400点)

企画書及びプレゼンテーションによる評価点。別紙参照。

2 価格点 (配点：100点)

審査項目	審査基準	配点
コスト	・イニシャルコストの見積額が妥当なものであるか (提案上限-業者見積) ÷ (提案上限-最低業者見積) × 50 (※小数点以下四捨五入)	50点
	・ランニングコストの見積額が妥当なものであるか 提案者中の最低見積額 ÷ 提案者の見積額 × 50 (※小数点以下四捨五入)	50点
	合計	100点